

4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わりました。成年年齢は「一人で契約をすることが出来る年齢」と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。親の同意なしに、自分の意思で自由に契約できるので、今から40年前、自分が成年になったときは特に意識もしませんでした。今なら「契約」の大切さが分かります。自由な意思で契約を結び、それに対して責任を負う。もし今仮に自分が18歳だったら・・・想像できません。
(田島 年男)



物価の上昇や人手不足など、中小企業にとって厳しい経営環境が続いています。今は耐え時と踏ん張っている方、先行きが不安で夜も眠れないという方、様々だと思います。誰かに話を聞いて欲しいという方、私でよろしければお声かけください。話すだけでも少しは気が晴れるかもしれません。よろしくお願いたします。
(橋本 秀明)



4月に入り新年度がスタートしました。最近4月とは思えない寒さが続いたかと思えば、急に暖かい日になったりと寒暖の差が激しいですね。衣替えのタイミングが難しいです。早くコートをしみたいです。話は変わりますが、例年この時期はお花見と称した宴会をしていましたが、コロナ禍の影響でここ数年できていません。寂しい限りです。毎日の報道での感染者数の発表では感染者数が減少傾向にあります。このまま減り続けてくれれば良いのですが。皆様も自己防衛をしていきましょう。
(村場 晋)



新年度のスタートとともに、様々なモノの値上げがメディアを賑わせています。ガソリンは高値維持のまま、小麦や砂糖、果ては紙おむつまで値上げの波が押し寄せているようです。世界情勢による供給不安、円高ドル安の面もあるようですが、コロナ禍からの需要回復による側面もあるようです。需要回復によって価格転嫁できる企業はまだしも、直ぐに価格転嫁が難しい中小企業にとっては、コロナ禍同様に厳しい状況が続きます。明けない夜はないと信じて、この難局を乗り越えて行きましょう。
(鈴木 正義)



先日、桜並木道を車で通りました。少し風もあったせいか花びらがひらひらと舞っていて不思議な感覚になりました。目的地へ行く途中でしたので通り過ぎるだけでしたが、少しだけ癒されました。季節を感じる事が出来るって素晴らしいことですね。日常の中での他愛のない変化や行動をこれからは楽しんでいきたいと思えます。新年度です。今後ともよろしくお願いたします。
(小松 加奈)



子どもがこの春から小学生になります。会計事務所で働かせていただいている身としてはお金の教育をせねば！と妙な使命感に駆られております。学校では中々教えてくれないお金の使い方や貯め方、増やし方や危険なことなどなど、実務を経験しているからこそ伝えられる内容があるのでは、と思えます。まずは、お小遣い(子どもの収入)から得たもので計画的にお金を使うことを伝えようかと。自分も含めて家族で家計を学んでいきたいと思えます。
(金田 伸)



たまに寒い日もありますが、すっかり春になり桜もあつという間に終わってしまいました。コロナに負けまいと生活習慣、健康維持に努めてまいりましたが、この春の訪れに開放的になり、ちょっとした油断で目の充血、肌のかゆみなど花粉症に似た症状が出てきました。もうマスクを外す準備を始めなければいけません。でも素顔を出すのが怖いです。無表情に慣れてしまった顔の筋肉の運動から始めたいと思えます。
(森下 久美)



死期が迫っている方を対象に行われたある大学の研究によれば、死ぬ前に最も後悔することは「〇〇をしなかった事」だそうです。初恋の人に告白しなかった事が特に多かったそうです。人には決断を鈍らせる「基本的弱さ」があり、物事を先延ばしにしたり、楽な道を選んだり、先行きを心配したりする傾向にあります。新年度を迎えた今の時期に叶えたい野望や目標は何かを今一度考え直し、後悔しないよう逆算して計画を立てようと思えます。
(栗田 奈美)



税理士法人ウィズのLINEのご案内！ウィズNEWSもWeb版に！！

これから税理士法人ウィズNEWSはLINEでのWeb版をメインとして配信していきますので、皆様ぜひご登録をお願いいたします！！登録はこちらのQRコードから！→



〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-2-5 ERVIC 人形町4階
TEL: 03-5847-1192 FAX: 03-5847-1193

この4月、日本の成人年齢が18歳に引き下げられました。成年の定義が見直されたのは約140年ぶりだそうです。ところで「成年」とは、心身が十分に発達して一人前と認められる年齢のこと。年齢は単なる数字だという人もいますが、何をもって一人前とするのか、果たして自分は一人前なのか、自問自答する春です。

お役立ち情報

【経営者なら知っておきたい！賃上げ促進税制について】

皆さん、賃上げ促進税制(旧:所得拡大促進税制)はご存知ですか?この税制は、賃上げを行うと税額控除が受けられるという税制なのですが、従来は要件が厳しく、うちには無理だ!と断念された方が多かったようです。しかし、2度にわたる改正を経て大幅な要件緩和と税額控除率の見直しが行われました。賃上げを行うと、従業員のモチベーション向上や生産性向上につながるほか、会社への帰属意識を高める効果があるようです。今回は最新(2022年3月時点)の情報を基にまとめましたのでご覧ください。※中小企業を前提としています。

従来の制度と改正後の相違点

手続きの際の事務負担を削減するため、継続雇用者要件が撤廃。さらに控除率が**最大40%**になりました!つまり、所属期間は関係なく、会社全体の給料等の合計額が何%増加したかがわかれば良いとされました。

	改正前	改正後
必須要件	雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上⇒ 増加額×15%の税額を控除	
追加要件	雇用者給与等支給額の増加率が2.5%以上 かつ 教育訓練費増加要件を満たしていればさらに10%上乗せに! (合計25%)	①雇用者給与等支給額の増加率が 2.5%以上 なら、増加額に対し、 さらに15%上乗せ! ②教育訓練費の対前年度増加率が 10%以上 なら、 さらに10%上乗せ! (①②ともに適用すれば増加額に対し最大40%控除)
※	控除額の上限は法人税額の20% (例:法人税額が50万円であれば最大控除額は10万円。)	

★教育訓練費…外部に委託する際の研修費や外部講師への謝礼金、教科書やテキストなど、業務に必要な技術や知識を従業員に取得させるためにかかった費用。
受講者の給与や視察費用、職務に必要ではない教育訓練などは対象外。

対象は?期間は?

青色申告書を提出している中小企業で、一定の要件を満たした上で前年より給与支給額を増加させたもの
適用期間は2022年4月1日から2024年3月31日までの間に開始する各事業年度。
個人事業主は、2023年から2024年までが対象。

注意点は?

給与等支給額は、給料や賃金のほかにボーナスも該当します。ただし、退職金など給与所得にならないものは給与等支給額に含まれません。また、一度上げた給与は引き下げるのが困難な点にも注意が必要です。

今さら聞けない経済用語

今月の教えてキーワード：【キャッシュレス決済】

クレジットカードや電子マネーなど現金以外の支払い手段を指す。2020年時点で日本の決済比率は約30%で海外と比べて普及が遅れており、その要因として移行の手間やセキュリティーへの不信感がある。経済産業省は2018年に策定した「キャッシュレス・ビジョン」で、2025年までに決済比率を40%、将来的には80%を目標とした。新型コロナウイルスなど現金を介した感染症を防ぐ対策にもなるため注目されている。

ウィズの本棚

『ジェイソン流お金の増やし方』



芸人でありIT企業の役員でもある厚切りジェイソンによる、初のお金に関する書籍。彼は投資を通じて生涯不足なく暮らせる資産をわずか15年にも満たない期間で築き上げた。これだけやれば貯まるのに…Why Japanese people!? どうしてお金が貯まらないの!? どうやったらお金を増やすことができるのかに悩む人々へ送る、簡単にできる、節約、資産を増やす方法、投資まで…お金を増やすため、強いては人生を豊かにするためのヒントを惜しげもなく記した良書だ。

【出版：ぴあ株式会社 著：厚切りジェイソン】

来月の税務カレンダー【5月】

(納期限令和4年5月10日)

○4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

(申告及び納期限令和4年5月31日)

○3月決算法人の確定申告(法人税、地方税)

○9月決算法人の中間申告(法人税、地方税)「半期分」

○消費税の年税額が400万円超6月、9月、12月決算法人の3カ月毎の中間申告

○消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人の1カ月毎の中間申告

(納期限5月中において市町村の条例に定める日)

○自動車税の納付

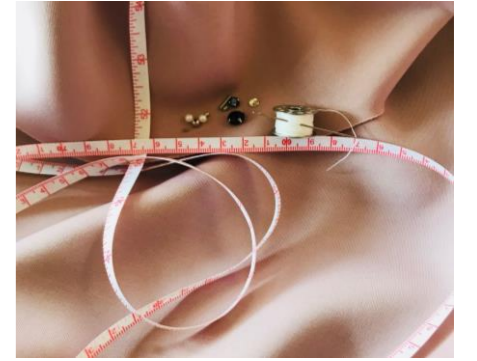
先人の言葉

寝て起きりや
別の日だ!

杉浦日向子の漫画『百日紅』の中のセリフ。「失敗したことをいつまでも悔やんでいてはキリがない。明けない夜はない。寝ちまえ、寝ちまえ、寝て起きりや別の日だ!」

トレンドを斬る!

「#ワークマン女子」とは作業服の専門チェーン店であるワークマンが展開する一般女性向けのショップです。「#」が表すのはインスタグラムなどのSNSでワークマンの情報を投稿するアンバサダーの存在。熱烈なファンであるアンバサダーは製品開発にも無償で協力し、ワークマンが得意とする高機能、低価格に加え、デザイン性もアップしたアイテムが学生や主婦に喜ばれています。作業服市場の限界を認識し真っ向から業態変更に挑戦、進化を遂げた姿はアツパレです。



商売のヒント

今月の商売のヒント：【商売は楽しいかね?】

アップルの創業者スティーブ・ジョブズが残した名言のひとつに「好きなことを仕事にしよう」があります。ジョブズのこの言葉に背中を押され、自分の好きなことをして生きていきたいと、多くの人が考えるようになりました。しかし似たような発想は古来からありました。紀元前5世紀には、孔子が「汝の愛するものを仕事に選べ、そうすれば生涯一日たりとも働かなくて済むであろう」と述べています。

さて現代の日本人はどうでしょうか。アメリカのGallup社が世界139カ国の企業に行った調査によれば「熱意を持って仕事に取り組んでいる」と答えた日本人は全体のわずか6%。逆に「やる気がない」と回答した人は実に70%にのぼり、この数字は世界で132位の最下位クラスでした。ここで考えてみたいのは、好きなことを仕事にすれば熱意をもって取り組めるのか?ということ。愛するものを仕事に選べ」と説いた孔子は『論語』の一節でこうも言っています。「これを知る者はこれを好む者にし、これを好む者はこれを楽しむ者にし」。つまり「物事を理解して知っている人は、それを好んでいる人には及ばない。物事を好んでいる人は、それを心から楽しんでいる人には及ばない」という意味です。好きこそものの上手なれ、ではありませんが、物事の上達や達成には「好き」より「楽しむ」のほうが原動力となるのでしょうか。さらには「楽しむ」が働き甲斐や生き甲斐になっていくのだと思います。うまくいかないとき、目の前に困難が立ちだかかったとき、考えに考え抜いて、もがいて、できることは何でもやった。そんな経験をお持ちでしょうか。その経験を経て今があるとしたら、あなたは苦しみも楽しみの一部と捉えて逆境を乗り越えられたのではと想像します。苦しいものはどうしたって苦しいし、大変なことは大変です。それでも、すべては成長のための経験だと楽しめる人は、折に触れて「何のために」に立ち返っているように思います。志あるところに道あり。逆境も楽しめるようになれば、本当の意味で一人前だと自負してもよいのではないのでしょうか。

